

海上自衛隊及び航空自衛隊の航空機による輸送に関する達

昭和40年3月24日
陸上自衛隊達第98—4号

改正 昭和43年4月27日達第98—4—1号	昭和44年12月27日達第122—69号
昭和53年1月13日達第122—108号	昭和54年7月25日達第98—4—2号
昭和56年3月9日達第98—4—3号	昭和57年4月30日達第122—119号
昭和58年5月11日達第98—4—4号	昭和60年5月15日達第98—4—5号
昭和61年3月14日達第98—4—6号	昭和63年4月8日達第122—126号
平成4年9月18日達第98—4—7号	平成7年3月27日達第98—4—8号
平成10年3月20日達第122—137号	平成12年3月27日達第122—156号
平成15年4月18日達第98—4—9号	平成18年7月26日達第122—211号
平成19年3月27日達第98—4—10号	平成21年2月3日達第122—230号
平成21年7月31日達第122—235号	平成26年3月18日達第98—4—11号
平成30年3月27日達第98—4—12号	令和4年3月30日達第98—4—13号
令和5年3月27日達第98—4—14号	

航空機の使用及びとう乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第13条の規定に基づき、海上自衛隊及び航空自衛隊の航空機による空中輸送手続規則（昭和35年陸上自衛隊達第130—4号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 天野 良英

海上自衛隊及び航空自衛隊の航空機による輸送に関する達

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 輸送の手続（第3条—第6条）
- 第3章 輸送の実施（第7条—第9条）
- 第4章 患者及び危険物品の輸送（第10条・第11条）
- 第5章 事故の処理（第12条）
- 第6章 報告（第13条）

附則

別紙

- 第1 輸送調整官及び空港業務担当部隊等の長
- 第2—1 輸送申請書（定期便による人員）
- 第2—2 輸送申請書（定期便による貨物）
- 第3 輸送申請書（特別便）
- 第4—1 航空機搭乗依頼書（海上自衛隊定期便）
- 第4—2 物件輸送依頼書（海上自衛隊定期便）
- 第5 輸送請求票（航空自衛隊）
- 第6 航空機搭乗依頼書（海上自衛隊定期便以外）

第7 搭乗依頼書（航空自衛隊特別便及び定期便以外）

第8 体験搭乗事由書

第9 爆発物等の空輸に関する基準

別表 航空輸送状況表（ 年度）

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊の部隊等（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。以下同じ。）が、海上自衛隊及び航空自衛隊の航空機によって人員及び貨物（以下「人員等」という。）を輸送する場合の輸送の手續及び実施その他必要な事項を定め、もって業務処理の円滑な遂行を図ることを目的とする。

2 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の6から第100条の17までの規定にかかわる海上自衛隊及び航空自衛隊の航空機によって人員等を輸送する場合の輸送の手續及び実施その他必要な事項は、別に定めるもののほかこの達による。

（用語の定義）

第2条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 定期便 海上自衛隊及び航空自衛隊の航空機によって、定期運航計画に基づいて運航される輸送便をいう。
- (2) 特別便 航空自衛隊の航空機によって、空輸要求に基づいて運航される輸送便をいう。
- (3) 局地飛行 出発地以外の飛行場に着陸することなく、出発飛行場の局地飛行空域内を飛行し、再び出発地に着陸する飛行をいう。
- (4) 補給統制本部等 補給統制本部、各補給処及び同支処並びに中央業務支援隊、地理情報隊、中央輸送隊をいう。
- (5) 依頼先部隊等の長 別紙第1に定める海上自衛隊の輸送調整官及び航空自衛隊の空港業務担当部隊等の長をいう。

第2章 輸送の手續

第3条 削除

（輸送の申請）

第4条 部隊等の長は、海上自衛隊又は航空自衛隊に所属する航空機による人員等の輸送を必要とするときは、次の各号に定める手續によるものとする。

- (1) 定期便による場合は、原則として輸送希望日の14日前までに駐屯地業務隊長等（駐屯地業務隊長及び駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては駐屯地業務を担当する部隊等の長をいう。以下同じ。）を経て方面総監に輸送申請書（人員：別紙第2—1、貨物：別紙第2—2）を提出するものとする。ただし、自衛隊地方協力本部にあつては直接方面総監に提出するものとし、補給統制本部等の貨物輸送は次条第2号によるものとする。
- (2) 特別便による場合は、輸送希望日の前前月の20日までに駐屯地業務隊

長等及び方面総監（自衛隊地方協力本部にあつては直接方面総監）を経て陸上幕僚長（装備計画部長気付）に輸送申請書（別紙第3）を提出するものとする。

（輸送の依頼）

第5条 方面総監は、定期便による輸送の必要を認めた場合及び特別便による輸送について陸上幕僚長の承認を得た場合には、原則として輸送希望日の10日前までに海上自衛隊に依頼する場合は航空機搭乗依頼書（別紙第4—1）又は物件輸送依頼書（別紙第4—2）、航空自衛隊に依頼する場合は輸送請求票（別紙第5）1部（ただし、貨物の輸送に当たっては2部）を依頼先部隊等の長に提出するものとする。

2 補給統制本部等の長は、定期便による貨物の輸送を必要とする場合は前項に準じ、直接依頼先部隊等の長に輸送依頼するものとする。

3 方面総監は、定期便及び特別便以外に運航される航空機に人員を搭乗させる必要がある場合は、当該航空機が海上自衛隊に属する場合は航空機搭乗依頼書（別紙第6）、航空自衛隊に属する場合は搭乗依頼書（別紙第7）により当該航空機の運航に関わる航空機使用者に依頼するものとする。

4 前項の場合における部隊等の長の輸送の申請は、前条第1号に準じて実施するものとする。

（部外者の搭乗手続）

第6条 部隊等の長（本条において駐屯地司令を含む。）は部外者から海上自衛隊又は航空自衛隊への航空機搭乗承認申請書（以下「申請書」という。様式は、航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号。以下「訓令」という。）の別記様式第1による。）を受理した場合には、第4条第1号に準じ、方面総監に提出するものとする。ただし、当該搭乗が広報活動に関するもので、出発地と到着地を異にする場合には、体験搭乗事由書（別紙第8）を添付するものとする。

2 方面総監は、申請書の提出を受けたときには、搭乗希望日の14日前までに陸上幕僚長（装備計画部長気付）に提出するものとする。ただし、当該搭乗が広報活動に関するもので、訓令第8条第2項の規定により承認の権限が委任されている場合又は当該搭乗が局地飛行による体験搭乗である場合には直接海上自衛隊又は航空自衛隊の承認権者に送付するものとする。

3 部隊等の長は、部外者に海上自衛隊又は航空自衛隊の航空機への搭乗を依頼しようとするときは、第4条第1号に準じ、方面総監を経由し、陸上幕僚長（所掌部長気付）に申請書を搭乗希望日の15日前までに提出するものとする。

4 特別便に係るものは、前3項に規定するもののほか、第4条第2号の規定を準用する。

5 前各項の部外者搭乗承認申請に係る基準及び着意事項は、陸上自衛隊における航空機の使用及び搭乗に関する達（陸上自衛隊達第99—4号（40.4.19））第10条及び第12条の規定を準用する。

第3章 輸送の実施

（搭乗のための準備）

第7条 搭乗を許可された者は、次表に示す時刻までに飛行場に赴き、係官に所属、官職、氏名を告げ、その指示を受けるものとする。

区分	時間
海上自衛隊	航空機出発時刻の1時間前
航空自衛隊	航空機出発時刻の40分前

2 定期便による往復又は中継輸送の場合においては、着地又は中継地に到着後、直ちに当該基地の係官に連絡し、搭乗便を確認するものとする。

(手荷物の制限及び服装の統制)

第8条 搭乗を許可された者が携行することのできる手荷物の重量は、10 kgまでとする。

2 自衛官は、原則として自衛官服装規則第5条に規定する服装により搭乗するものとする。

なお、請求部隊等の長が自衛官服装規則第6条第4号から第6号までの規定に該当する隊員を搭乗させる必要があると認めた場合は、海上自衛隊に依頼する場合は航空機搭乗依頼書(別紙第4-1)のその他必要な事項の欄に、航空自衛隊に依頼する場合は輸送請求票(別紙第5)の備考欄に服装の種類及び理由を記載するものとする。

(貨物の引渡し及び受領)

第9条 貨物を発送する部隊等(以下「発送部隊等」という。)の長は依頼先部隊等の長から、指定された日時及び場所において貨物を引き渡し、引換に輸送請求票(航空自衛隊)1部を受領するものとする。

2 発送部隊等の長は、到着予定時刻等を、貨物を受領する部隊等(以下「受領部隊等」という。)の長に速やかに通報するものとする。

3 受領部隊等の長は、飛行場の係官から輸送貨物票(航空自衛隊の作成する帳票)1部とともに貨物を受領するものとする。

第4章 患者及び危険物品の輸送

(患者の輸送)

第10条 部隊等の長は、海上自衛隊又は航空自衛隊の航空機により輸送を必要とする患者(緊急に輸送する必要がある部外の救急患者を含む。)は第4条から第6条までの規定にかかわらず直接最寄りの海上自衛隊又は航空自衛隊の航空機使用者にその輸送を請求することができる。

2 部隊等の長は、患者の輸送に当たっては必要に応じ医官又は看護員(部外の医師若しくは付添人を含む。)を同乗させるものとする。

(爆発物等の輸送)

第11条 航空機による爆発物等(航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第194条第1項に定める物件をいう。)の輸送は、爆発物等の空輸に関する基準(別紙第9)により行うものとする。

2 海上自衛隊又は航空自衛隊から要請がある場合及び幕僚長が必要と認めた場合は貨物幸領者を置き、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 輸送間の貨物の固定・縛着及び保管状態の確認
- (2) 輸送間の貨物の取扱いに関する技術的助言
- (3) 輸送状況等に関する報告・通報
- (4) 必要により輸送間の貨物の機能維持のための保守・点検
- (5) その他幕僚長が必要と認める事項

第5章 事故の処理

(事故処理の担任)

第12条 海上自衛隊又は航空自衛隊の航空機に搭載した貨物の亡失その他の事故の処理は、全部不着の場合は発送部隊等側において、その他の場合は受領部隊等側において担任するものとする。この場合、当該事故が海上自衛隊又は航空自衛隊側の責任に帰すべき事由によるものは当該自衛隊の係官の確認を受け、事故証明書を受領するものとする。

第6章 報告

(報告)

第13条 方面総監及び補給統制本部等の長は、当該年度における航空輸送依頼の実績を取りまとめ航空輸送状況表(別表)により、翌年度4月15日までに陸上幕僚長に報告するものとする(輸定第8号)。

附 則

- 1 この達は、昭和40年5月1日から施行する。
- 2 削除
- 3 削除

附 則(昭和43年4月27日陸上自衛隊達第98—4—1号)

この達は、昭和43年6月1日から施行する。

附 則(昭和44年12月27日陸上自衛隊達第122—69号)

- 1 この達は、昭和45年1月1日から施行する。(ただし書略)
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則(昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和54年7月25日陸上自衛隊達第98—4—2号)

この達は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月9日陸上自衛隊達第98—4—3号)

この達は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号)

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則(昭和58年5月11日陸上自衛隊達第98—4—4号)

この達は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則(昭和60年5月15日陸上自衛隊達第98—4—5号)

この達は、昭和 60 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 14 日陸上自衛隊達第 98—4—6 号）

この達は、昭和 61 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 122—126 号）

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成 4 年 9 月 18 日陸上自衛隊達第 98—4—7 号）

この達は、平成 4 年 9 月 18 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 98—4—8 号）

この達は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日陸上自衛隊達第 122—137 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—156 号）

この達は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 18 日陸上自衛隊達第 98—4—9 号）

この達は、平成 15 年 4 月 18 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122—211 号）

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 98—4—10 号）

この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 31 日陸上自衛隊達第 122—235 号）

この達は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 18 日陸上自衛隊達第 98—4—11 号）

この達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 19 日陸上自衛隊達第 98—4—12 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 98—4—13 号）

この達は、令和 4 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 98—4—14 号）

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

輸送調整官及び空港業務担当部隊等の長

1 輸送調整官 (海上自衛隊)

輸送調整官	担 当 飛 行 場
第1航空群司令	鹿 屋
第2航空群司令	八 戸
第4航空群司令	厚木及び硫黄島 (南鳥島を含む。)
第5航空群司令	那 覇
第22航空群司令	大 村
第31航空群司令	岩 国
下総教育航空群司令	下 総
徳島教育航空群司令	徳 島
小月教育航空群司令	小 月
第61航空隊司令	その他の飛行場

2 空港業務担当部隊等の長 (航空自衛隊)

空港業務担当部隊等の長	担当飛行場	空港業務担当部隊等の長	担当飛行場
第2航空団司令	千 歳	第3輸送航空隊司令	美 保
第3航空団司令	三 沢	秋田救難隊長	秋 田
第20高射隊長	八 雲	新潟救難隊長	新 潟
第6航空団司令	小 松	第1航空団司令	浜 松
第7航空団司令	百 里	第4航空団司令	松 島
中部航空警戒管制団司令	入間、硫黄島	第11飛行教育団司令	静 浜
第5航空団司令	新 田 原	第12飛行教育団司令	防 府
第8航空団司令	築 城	第3術科学学校長	芦 屋
西部航空警戒管制団司令	福 岡	第1補給処長	木 更 津
第83航空隊司令	那 覇	第2補給処長	岐 阜
第1輸送航空隊司令	名 古 屋	最寄りの基地業務担当部隊等の長	その他の飛行場

別紙第2-1 (第4条関係)

発簡番号 年 月 日	
殿 発簡者名 輸送申請書 (定期便による人員)	
1 所 属	
2 搭乗者階級 <small>ふりがな</small> 氏名	
3 認 識 番 号	
4 区 間 (飛行場)	往 複
5 搭乗年月日 (便名)	往 月 日 (便) 複 月 日 (便)
6 目 的	
7 運航休止等の場合 の希望	
8 備 考	

寸法：日本産業規格 A 4

- 注：1 手荷物について、10 kgを超える場合には貨物として別に申請する。
 2 搭乗者が2名以上ある場合は、2欄に代表者を、その他の物は8欄に記入するか、又は別様として名簿を添付する。

別紙第2-2 (第4条関係)

発簡番号 年 月 日					
殿 発簡者名 輸送申請書 (定期便による貨物)					
1 輸送貨物	品名	種別	個数	重量 (kg)	容積 (m ³)
2 発送部隊名 (駐屯地名)	()				
3 受領部隊名 (駐屯地名)	()				
4 区間 (発着飛行場)					
5 輸送月日	月 日				
6 便名					
7 目的					
8 運航休止等の場合の希望					
9 備考					

寸法：日本産業規格 A 4

注：1 輸送貨物欄

- (1) 品名：輸送物品名を記入する。
- (2) 種別：貨物の荷姿を木箱、ダンボール等の例により記入する。
- (3) 重量：こん包した総重量を記入する。
- (4) 容積：小数点以下第2位まで。

2 備考欄

輸送貨物が多数ある場合等において、この欄に記入するか別葉とする。

別紙第3 (第4条関係)

発 簡 番 号 年 月 日						
殿 輸 送 申 請 書 (特別便)						
1 目 的						
2 輸 送 希 望 月 日						
3 区 間 (発着飛行場)						
4 希 望 機 種 及 び 機 数						
5 人 員		代 表 者	所 属			
			階 級			
			氏 名 (ふりがな)			
			認 識 番 号			
		搭 乗 者 数		上 記 以 下 名		
6 貨 物		品 名	種 別	個 数	重 量 (kg)	容 積 (m ³)

寸法：日本産業規格A4

注：搭乗者名簿（所属、階級、氏名（ふりがな）、認識番号）は、特別便の航空

決定後速やかに方面総監に提出する。

別紙第4-1 (第5条関係)

発簡番号

年 月 日

殿

発簡者名

航空機搭乗依頼書 (海上自衛隊)

航空機搭乗承認書 (海上自衛隊)

年 月 日

輸送調整官の職名

搭乗者の所属		
搭乗者の階級氏名		
搭乗目的		
搭乗期日又は期間		
搭乗区間		
その他必要な事項		(服装及び理由を記載)
輸送調整官記入欄	集合日時	
	集合場所	
	定期便等名	
	その他必要な事項	

寸法：日本産業規格A4

注：海上自衛隊の定期便への搭乗を依頼する場合に提出する。

別紙第4-2 (第5条関係)

発簡番号

年 月 日

殿

発簡者名

物件輸送依頼書 (海上自衛隊)

物件輸送承認書 (海上自衛隊)

年 月 日

輸送調整官の職名

輸送依頼部隊等名		
輸送品名		
輸送目的		
物件の重量容積		
送り先		
その他必要な事項		
輸送調整官記入欄	集積日時	
	集積場所	
	定期便等名	
	その他必要な事項	

寸法：日本産業規格A4

注：海上自衛隊の定期便により貨物輸送を依頼する場合に提出する。

輸送調整官及び空港業務担当部隊等の長

1 輸送調整官(海上自衛隊)

輸送調整官	担 当 飛 行 場
第1航空群司令	鹿 屋
第2航空群司令	八 戸
第4航空群司令	厚木及び硫黄島(南鳥島を含む。)
第5航空群司令	那 覇
第22航空群司令	大 村
第31航空群司令	岩 国
下総教育航空群司令	下 総
徳島教育航空群司令	徳 島
小月教育航空群司令	小 月
第61航空隊司令	その他の飛行場

2 空港業務担当部隊等の長(航空自衛隊)

空港業務担当部隊等の長	担当飛行場	空港業務担当部隊等の長	担当飛行場
第2航空団司令	千 歳	第3輸送航空隊司令	美 保
第3航空団司令	三 沢	秋田救難隊長	秋 田
第20高射隊長	八 雲	新潟救難隊長	新 潟
第6航空団司令	小 松	第1航空団司令	浜 松
第7航空団司令	百 里	第4航空団司令	松 島
中部航空警戒管制団司令	入間、硫黄島	第11飛行教育団司令	静 浜
第5航空団司令	新 田 原	第12飛行教育団司令	防 府
第8航空団司令	築 城	第3術科学校長	芦 屋
西部航空警戒管制団司令	福 岡	第1補給処長	木 更 津
第83航空隊司令	那 覇	第2補給処長	岐 阜
第1輸送航空隊司令	名 古 屋	最寄りの基地業務担当部隊等の長	その他の飛行場

別紙第2-1 (第4条関係)

発簡番号 年 月 日	
殿 発簡者名 輸送申請書 (定期便による人員)	
1 所 属	
2 搭乗者階級 <small>ふりがな</small> 氏名	
3 認 識 番 号	
4 区 間 (飛行場)	往 複
5 搭乗年月日 (便名)	往 月 日 (便) 複 月 日 (便)
6 目 的	
7 運航休止等の場合 の希望	
8 備 考	

寸法：日本産業規格 A 4

- 注：1 手荷物について、10 kgを超える場合には貨物として別に申請する。
- 2 搭乗者が2名以上ある場合は、2欄に代表者を、その他の物は8欄に記入するか、又は別様として名簿を添付する。

別紙第2-2 (第4条関係)

発簡番号 年 月 日					
殿 発簡者名 輸送申請書 (定期便による貨物)					
1 輸送貨物	品名	種別	個数	重量 (kg)	容積 (m ³)
2 発送部隊名 (駐屯地名)	()				
3 受領部隊名 (駐屯地名)	()				
4 区間 (発着飛行場)					
5 輸送月日	月 日				
6 便名					
7 目的					
8 運航休止等の場合の希望					
9 備考					

寸法：日本産業規格 A 4

注：1 輸送貨物欄

- (5) 品名：輸送物品名を記入する。
- (6) 種別：貨物の荷姿を木箱、ダンボール等の例により記入する。
- (7) 重量：こん包した総重量を記入する。
- (8) 容積：小数点以下第2位まで。

2 備考欄

輸送貨物が多数ある場合等において、この欄に記入するか別葉とする。

別紙第3 (第4条関係)

発 簡 番 号 年 月 日						
殿 輸 送 申 請 書 (特別便)						
1 目 的						
2 輸 送 希 望 月 日						
3 区 間 (発着飛行場)						
4 希 望 機 種 及 び 機 数						
5 人 員		代 表 者	所 属			
			階 級			
			氏 名 (ふりがな)			
			認 識 番 号			
		搭 乗 者 数		上記以下 名		
6 貨 物		品名	種別	個数	重量 (kg)	容積 (m ³)

寸法：日本産業規格A4

注：搭乗者名簿（所属、階級、氏名（ふりがな）、認識番号）は、特別便の航空

決定後速やかに方面総監に提出する。

別紙第4-1 (第5条関係)

発簡番号

年 月 日

殿

発簡者名

航空機搭乗依頼書 (海上自衛隊)

航空機搭乗承認書 (海上自衛隊)

年 月 日

輸送調整官の職名

搭乗者の所属		
搭乗者の階級氏名		
搭乗目的		
搭乗期日又は期間		
搭乗区間		
その他必要な事項		(服装及び理由を記載)
輸送調整官記入欄	集合日時	
	集合場所	
	定期便等名	
	その他必要な事項	

寸法：日本産業規格A4

注：海上自衛隊の定期便への搭乗を依頼する場合に提出する。

別紙第4-2 (第5条関係)

発簡番号

年 月 日

殿

発簡者名

物件輸送依頼書 (海上自衛隊)

物件輸送承認書 (海上自衛隊)

年 月 日

輸送調整官の職名

輸送依頼部隊等名		
輸送品名		
輸送目的		
物件の重量容積		
送り先		
その他必要な事項		
輸送調整官記入欄	集積日時	
	集積場所	
	定期便等名	
	その他必要な事項	

寸法：日本産業規格A4

注：海上自衛隊の定期便により貨物輸送を依頼する場合に提出する。

別紙第6 (第5条関係)

発簡番号

年 月 日

殿

航空機搭乗依頼書 (海上自衛隊)

発簡者名

1 搭乗者の所属部課 (隊) 名			
2 搭 乗 者	職 名 (階 級)		ふりがな 氏 名
			認識番号
3 搭 乗 の 目 的			
4 搭乗の期日又は期間			
5 搭乗の場所又は区間			
6 搭乗する航空機の種類			
7 航空従事者技能証明の種類			
8 その他必要な事項			

航空機搭乗承諾書	第 号
	年 月 日
	航空機使用者の職名

寸法：日本産業規格A4

注：海上自衛隊の定期便以外への搭乗を依頼する場合に提出する。

別紙第7 (第5条関係)

発簡番号

年 月 日

殿

発簡者

名

搭乗依頼書 (航空自衛隊)

所属 (会社等名)	階級 (職名又は職業)	氏名	年齢	認識番号
目的				
希望日	出発地	到着地	機種	
月 日 曜				
月 日 曜				
月 日 曜				
備考				

上記の搭乗を許可する。

搭乗許可番号 第 号

年 月 日

航空機使用者名

- 注：1 航空自衛隊の定期便及び特別便以外への搭乗を依頼する場合に提出する。
- 2 同行者多数で書き切れない場合は代表者のみ記入し、その他の者は別紙として添付する。
- 3 依頼書は、2部提出する。
- 4 寸法は、日本産業規格A4とする。

別紙第8（第6条関係）

発簡番号

年 月 日

殿

体 験 搭 乗 事 由 書

発簡者名

- 1 搭乗の必要性
 - （1）必要と認める事由
 - （2）期待される効果
 - （3）その他参考事項
- 2 行動計画の概要

寸法：日本産業規格A4

爆発物等の空輸に関する基準

爆発物等の空輸は、次の場合を除き、「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」（平成2年運輸省告示第610号）及び「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」（昭和58年運輸省告示第572号。以下「告示」という。）に従って実施しなければならない。この場合において「旅客機」とあるのは「部外者が搭乗している航空機」と読み替える。

- 1 付表第1から付表第4に掲げる「空輸許容物件」及び「技術上の基準」に従って空輸する場合
- 2 告示別表第18に掲げる物件以外の物件であって、搭乗目的を達成するために必要な物件を関係教範等の定めるところに従い、搭乗者自身が携帯し、又は携行する場合
- 3 航空機による射撃訓練等の運航目的を達成するために必要な物件を、関係規則等の定めるところに従い、当該航空機に搭載する場合
- 4 前3項以外の場合であって、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に定められた銃砲刀剣類等を包装等適当な安全措置を講じて空輸する場合

付表第1

空輸許容物件		技術上の基準			
種類	品名	包装		1こん当たりの正味の許容量	
		内装	外装	部外者が搭乗する場合	部外者が搭乗しない場合
火 薬 類	砲用完成弾又は弾丸	防湿性容器又は防湿性袋（口径90mm以上の砲用完成弾又は弾丸は、内装がないままとする。）	木箱、木枠、段ボール又は金属製の缶	禁止	
	爆弾		木箱又は木枠	禁止	
	機雷		金属枠	禁止	
	地雷	金属性枠又は容器	木箱	禁止	
	作動薬包	防湿性容器又は防湿性袋	木箱、段ボール又は金属製の缶	45kg	
	手りゅう弾又は小銃てき弾	防湿性容器又は防湿性袋	木箱、段ボール又は金属製の缶	禁止	
	ロケット等（誘導弾の本体及びその構成品を含む。）	関係技術指令書等に定める包装		禁止	
	魚雷		金属製コンテナ	禁止	
	砲用発車装薬	防湿性容器又は防湿性袋	木箱又は金属製の缶	禁止	
	爆薬				
砲用空砲	仕様書等に定める包装		25kg		
照明弾	段ボール箱又は金属製容器	木製又は段ボール箱	25kg		
発煙弾					
航空機用信号炎管（照明筒等）					

付表第2

空輸許容物件		技 術 上 の 基 準				
種 類	品 名	航 空 機		1 こん当たりの正味の許容量		空輸中の処置
				部外者が搭乗する場合	部外者が搭乗しない場合	
高圧ガス	液体酸素	生に安全な発外し内機を装着する放出機	空輸に供する酸合製の容器	禁止		液酸タンクの取扱いは、保安規則第17項で認められる。一般高圧ガスの保安規則第70条の規定が実施される。

付表第3

空輸許容物件		技 術 上 の 基 準			
種 類	品 名	包 装		1 こん当たりの正味の許容量	
		内 装	外 装	部外者が搭乗 する場合	部外者が搭乗 しない場合
引 火 性 液 体	タービンエンジン用航空機燃料	鋼製ドラム、 耐酸ビン又は 金属製容器	鋼製ドラム、 木箱又はファイ バー板箱	1 リットル	220リットル
	ガソリン				
	アルコール類				
	軽油類				
	灯油類				
	航空機の油圧装置用 作動油				
	エンジンオイル				
不凍剤（液）					

付表第4

空輸許容物件		技 術 上 の 基 準			
種 類	品 名	包 装		1 こん当たりの正味の許容量	
		内 装	外 装	部外者が搭乗 する場合	部外者が搭乗 しない場合
可燃性 固体	携帯燃料	金属製缶	木箱又は段ボ ール箱	12kg	

